

出す前にもう一度考えましょう！

ごみ分別の 手引き

保存版

～ごみと資源の出し方～

この手引書は令和2年4月の内容に基づき作成しています。
別に配布している「ごみカレンダー」と併せてご覧ください。

分ければ資源、混ぜればごみ



美しい坂井市の自然をいつまでも残そう！

坂井市



坂井市では、ごみと資源物の分別を進めるため、「ごみ分別の手引き」を発行し、市民の皆さんにごみの分別と減量を呼び掛けています。この手引きには、ごみと資源物を排出する際のルールが詳しく記載してありますので、ご活用ください。

目次

CONTENTS

■ 1	ごみの出し方&マナー	3
■ 2	坂井市のごみ袋	4
■ 3	燃やせるごみ(可燃ごみ)の出し方	5
■ 4	燃やせないごみ(不燃ごみ)の出し方	7
■ 5	資源ごみ(プラスチック製容器包装類)の出し方	9
■ 6	資源ごみ(ペットボトル)の出し方	11
■ 7	資源ごみ(かん・びん)の出し方	12
■ 8	資源ごみ(紙類)の出し方	15
■ 9	資源ごみ(蛍光灯・電球、乾電池)の出し方	20
■ 10	粗大ごみの出し方	21
■ 11	使用済み家電の出し方	23
■ 12	市で収集・処理できないもの	25
■ 13	家電リサイクル法について	26
■ 14	パソコンリサイクルについて	28
■ 15	清掃センターの受入れについて	29
■ 16	ごみの分別早見表(50音順)	30
■ 17	坂井市一般廃棄物処理(収集・運搬)許可業者	40
■ 18	資源ごみの店頭回収を実施している民間施設について	41
■ 19	お問い合わせ一覧	

燃やせるごみ

燃やせないごみ

資源ごみ
(プラスチック)

資源ごみ
(ペットボトル)

資源ごみ
(かん・びん)

資源ごみ
(紙類)

資源ごみ
(蛍光灯・電球、乾電池)

粗大ごみ

使用済み家電

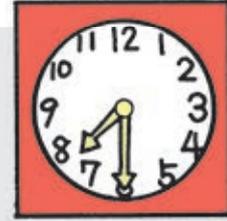
処理困難

リサイクル
(家電)

分別早見表

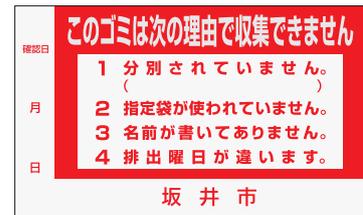
ごみ出しの3つのマナーを守りましょう!

- ① ごみは**決められた収集日**の**朝7時30分**までに
- ② **決められた分別**をして
- ③ **決められた場所**に出しましょう



収集時間は、当日のごみ量、交通事情などで変わることがありますが、ご了承ください。

マナーを守らずに出されたごみは、収集できませんので十分注意してください。



違反シール

ごみステーションをきれいに使うマナー

水分が多いごみや出し方を間違ったごみ、収集日を間違ってお出されたごみは、ステーションが汚れる原因となり、近くに住む人や当番の人などの迷惑になります。

かん・びん
ペットボトルなど

先に中身を取り除く

軽く水洗い

口元を結ぶ

水分をよく切る



生ごみ

ごみ出しを、安全・安心に行うマナー

最後まで使いきる

穴を空けて
ガスを抜く

中身のガスが残っていると爆発や火災の原因になります。

スプレー缶・
使い捨てライター

ガス抜きは、火の気のないことを確認し、風通しのよい屋外で行いましょう。



ガラス・刃物・釘などの危険物

新聞紙等に包んで、「キケン」と表示してください。

ケガにご注意ください。

2

坂井市のごみ袋

坂井市のごみ袋は、燃やせるごみ(大・小・特小)・燃やせないごみ(大・小)・空き缶(大・小)・プラスチック製容器包装類(大・小)の4種類9タイプのごみ袋の他、木枝専用の収集券(シール)があります。

いずれも、市と契約している小売店等にて販売しています。(必要なサイズがないときは、販売店にお申し付けください。)

なお、坂井市は、ごみ袋にごみ処理にかかる費用の一部を含めさせていただいておりますのでご理解をお願いします。

ごみ袋1袋にかかるごみ処理費用

※令和元年度のごみ処理費用とごみ袋作成費÷ごみ袋の出荷数

45ℓごみ袋
※194円

ごみ袋代金
30円

燃やせるごみ ※金額は、令和2年4月現在の金額です。



45ℓ (10枚包) / 300円



25ℓ (10枚包) / 200円



15ℓ (10枚包) / 100円



再生材料を40%以上使用した環境にやさしいごみ袋なんだ。



おおむね片手で持てる重さとしてください。



持ち手の部分には無理な力をかけないようにお願いします。

燃やせないごみ ※金額は、令和2年4月現在の金額です。



45ℓ (10枚包) / 300円



25ℓ (10枚包) / 200円

空き缶 ※金額は、令和2年4月現在の金額です。



45ℓ (10枚包) / 300円



25ℓ (10枚包) / 200円

プラスチック製容器包装類 ※金額は、令和2年4月現在の金額です。



45ℓ (10枚包) / 300円



25ℓ (10枚包) / 200円

収集券 ※金額は、令和2年4月現在の金額です。

ごみ収集券
★剪定した木・小枝専用★
【本枝は直径3cm以下、長さ1m以内に切り30cm以内に束ねて1枚貼付してください】

行政区名	
氏名(事業所名)	

坂井市

10枚包 / 300円

剪定した木、小枝を出すときにご利用ください。
木枝は、直径3cm以下、長さ1m以内に切り、30cm以内に束ねてください。

燃やせるごみ(可燃ごみ)の出し方

対象収集品目

台所(生)ごみ

- 料理くず ●食べ残し
- 卵のから ●貝殻
- まな板
- おわん(プラスチックまたは木製)
- 竹くし(折って小さくするか、紙に包む)
- サラダ油などの食用油
(固めるか布等にしみこませる。※または、
廃食油として出してください。P6)



など

皮製品、ゴム、布、履物類

- 革靴、カバン、ベルト類の皮製品
(※取り外せる金具は、燃やせないごみへ)
- 自転車のチューブ、ゴムひも類
- カーテン
(※大きいものは、1m以内に切断してください。)
- ぬいぐるみ、座布団、毛布、足元マット、枕類
(※45ℓ袋に入るもの)
- スリッパ、運動靴、長靴、履物類



など

リサイクルできない紙

- 防水加工紙・特殊加工紙
(紙コップ、ビニール加工紙、金・銀などの金属加工紙)
(※簡単に手でちぎれないものが多い)
- 感熱紙(ファックス用紙)
- 写真、アルバム、シール
- 使い終わったティッシュペーパーなどの衛生紙
- 食品などを直接入れたり、包んだりして、汚れた紙製容器や包装紙
- 臭いのついた紙
(石鹸の個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の箱など)

ビニール・プラスチック類

- ビニール袋、ラップ、テーブルクロス
- プラスチック製の台所用品
- CD、カセットテープ
- DVD、ビデオテープ
- プラスチック製のおもちゃ
- 洗面器、ポリ容器
- お風呂マット
(45ℓのごみ袋に入らない場合は粗大ごみ) など



木・草・枯葉

- 剪定した木・小枝
(直径3cm以下で、長さ1m以内に切ってください。)
- 雑草、落ち葉は少量
(1回に3袋程度)
- 少量の板
(厚さ1~2cm、長さ50cmまで、幅30cm以下)



その他

- 使い捨てカイロ、乾燥剤、保冷剤
- 紙おむつ
(※必ず汚物をトイレに捨て、
取り除いてから出してください。)



- 使い捨てライター
ガスを使い切る。本庁(環境推進課)、各支所、各コミュニティセンターに持参してください。



ガスの抜き方の例

(注) 火の気のないことを確認し、
風通しのよい屋外で行いましょう。

- ①周囲に火の気のないことを確認する。
- ②操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- ③輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- ④「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している(聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱいに動かす)。
- ⑤この状態のまま付近に火の気のない、風通しのよい屋外に半日から1日置く。
- ⑥念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了です。



ごみの出し方

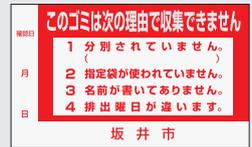
週2回収集

※地区によって収集日が異なります。
また、連休中の収集日もごみカレンダーでご確認ください。

- 午前7時30分までに、地域ごとに決められた、ごみステーションに出してください。
※アパート等にお住まいの方で、ごみを出す場所が分からないときはご近所の方が管理人さんにお聞きください。また、ごみの分別が分からないときは、直接、市役所にお尋ねください。
- 必ず、市の指定のごみ袋に入れて行政区(町内会・自治会・施設等)と名前(事業所名)を書いて出してください。



収集できないごみには「違反シール」が貼ってあります。収集できない理由が付けられていますので適正に処理してください。



水切りを十分にしてください。

生ごみは内袋としてポリ袋や紙袋を利用していただいで結構です。

生ごみは水気をよくきる



食用油の回収場所

- 三国支所・丸岡支所・春江支所 環境推進課 (業務時間 8:30~17:15)
- 県民せいきょう(ハーツはるえ店)の業務時間内



出すときに注意すること

- 食用油類は、新聞紙、布などにしみ込ませるか、固めるかして、ポリ袋に入れたものを、ごみ袋に入れて出してください。(※液状のままです出すときは、ボトルに入れて上記公共施設等の回収ボックスに出してください。)
- 竹串など先のとがったものは危険なため、折って小さくするか紙に包んで出してください。
- 木の枝などは、直径3cm、長さ1m 以内で直径30cm 程度以内に束ねて、収集券を貼ってステーションに出してください。多量の場合や、直径が3cm を超えるもの(10cm 以内に限る)は、清掃センター(P29)に直接搬入してください。
- 紙おむつは、必ず汚物をトイレに捨ててから出してください。
- 使い捨てライターは、本庁(環境推進課)、各支所、各コミュニティセンターに持参してください。多量の場合は、直接、清掃センター(P29)に搬入してください。



出し方 ワンポイント

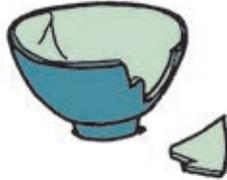


- 台所の生ごみは、7~8割も水分が含まれています。水切りを十分にすることも、大きなごみ減量になります。
- 新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パックは、燃やせるごみに出さずに地域の集団資源回収に出しましょう。

対象収集品目

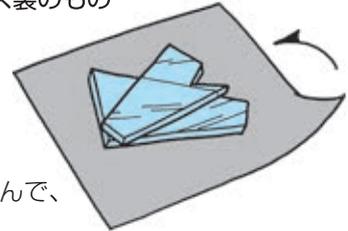
陶器類

- 陶器の茶わんや湯のみ等の食器類
- 植木鉢 ● 花びん など



ガラス、混合物

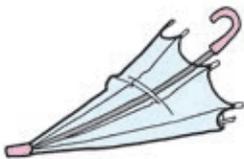
- 窓ガラス、鏡等の板ガラス類
- ガラス細工等、ガラス製のもの
- 天ぷら油のびん
- 化粧品・薬等の容器
- 割れた蛍光灯・電球



危険なものは紙に包んで、「キケン」と表示。

金属類

- 鍋、やかん、調理用品、スプーン
- アルミホイル、アルミ容器
- ペンチ等の工具、はさみ
- 天ぷらガード、レンジ敷き
- カミソリ、金属のキャップ (王冠)
- オイル缶、天ぷら油の缶
- 針金製のハンガー
- 傘 など



刃の部分を紙で包む。

小型家電品

- ラジカセ、ラジオ、ドライヤー、シェーバー、アイロン
- ポット、トースター、炊飯器、コーヒーメーカー
- 扇風機、電気ストーブ、ハンディ掃除機
- プリンター、ワープロ、ゲーム機 など



45ℓごみ袋に入らないものは「粗大ごみ」に出してください。

小型家電品は乾電池を取り外してから出してください。

*小型家電品は、リサイクルできますので、なるべく市が実施する家電回収にお出してください。

(P23・24)

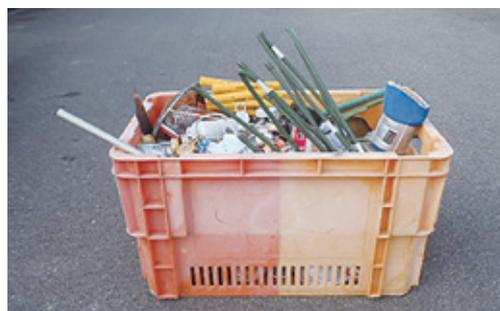
ごみの出し方

拠点回収

丸岡

月2回収集 (第2水曜・第4水曜)

- **午前7時30分まで**に、地域ごとに決められた、《資源物の拠点》に出してください。
- 細かな金属類は、破片が飛び散りますので網目のないオレンジ色の収集コンテナに入れて出すか、小さいビニール袋に入れて出してください。



細かな金属類、ガラスの破片などはこちらに入れてください。

- **午前7時30分まで**に、地域ごとに決められたごみステーションに出してください。
※燃やせるごみと、必ずしも同じとは限りません。
- **必ず、市の指定のごみ袋**に入れて行政区(町内会・自治会・施設等)と名前(事業所名)を書いて出してください。

収集対象外の品目

収集対象品目であっても、大きなもの

45ℓのごみ袋に入れて口を結ぶことができないもの。

10 粗大ごみ

(P21)

飲み物、食べ物が入っていた缶

7 資源ごみ(かん・びん)

(P12・13)

カセットボンベ、スプレー缶

必ず中身を使い切り、穴を開ける。

危険ごみの出し方(P14)を
ご覧ください。

蛍光灯、電球

割れたときは、紙等に包んで「燃やせないごみ」に出してください。

9 資源ごみ(蛍光灯・電球、乾電池)

(P20)

家庭から出るブロックや瓦

適正処理困難物になりますので、市での収集・処理はできません。
電話帳(タウンページ)などで調べて処理可能業者(請負業者等)に引き取ってもらってください。
(市での収集・処理できないもの(P25)をご覧ください。)

出すときに注意すること

- **割れ物や刃物などを出す場合**
ガラス、包丁、ナイフなど鋭利なものは、新聞紙などに包んで「キケン」と表示して出してください。
- **小型家電品を出す場合**
小型家電品は乾電池を取り外してから出してください。

出し方 Q&A

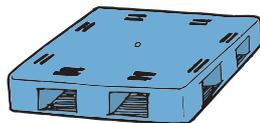


Q 家庭の物干し台や竿を処分するにはどうしたらいいの？

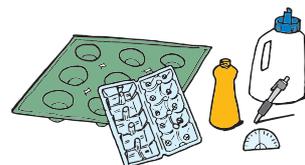
A 物干し竿や支柱は、できるだけ短くして区で実施する「粗大ごみ」回収の際に出すか、直接、清掃センターに持ち込んでください。物干し台のコンクリートの部分は、市では収集(処理)できませんので、P25の適正処理困難物の主な処理相談窓口(コンクリートブロック・石)をご参照ください。

資源ごみ (プラスチック製容器包装類) の出し方

プラスチック製容器包装類は、市の指定する再生処理場に運ばれ、プラスチック再生材料に加工され、様々なプラスチック製品にリサイクルされています。



物流用パレット



一般生活用品

対象収集品目



マーク表示のあるもの

- 容器包装とは、商品の容器や包装であって、商品が消費されたり、分離された場合に不要になるものをいいます。
- 汚れているとリサイクルできません。必ず水洗いして出してください。

袋類

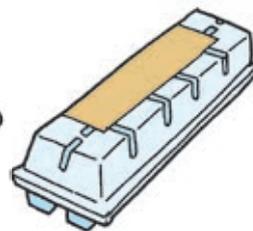
- お菓子・パン・インスタント食品・冷凍食品などの外袋・内袋
- 詰め替え用洗剤・シャンプーなどの袋
- 衣料品などの袋
- レジ袋・米袋・ビニール袋 など



スナック菓子の袋など内側がアルミコーティングされているものも「プラスチック製容器包装類」として出してください。

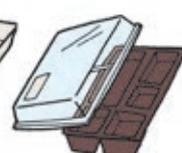
カップ類

- カップめん・プリン・ヨーグルトなどの容器
- 卵パック・豆腐のパック
- マーガリンなどの容器 など



トレイ類

- 生鮮食品・刺身用トレイ
- 持ち帰り用寿司皿・コンビニ弁当などの容器
- 惣菜・和菓子用トレイ など



ボトル類

- ソース・食用油・たれ・ドレッシング・乳酸飲料・つゆなどのボトル
- 洗剤・シャンプー・リンス・ハンドクリームなどの容器
- 薬・化粧品などの容器 など



ポンプの部分は「燃やせるごみ」へ

その他

- プラスチック製のふた <ペットボトル・びん・プリンなどのふた>
- 果物や野菜のネット
- 果物の緩衝材
- 発泡スチロール など



ラベル類

- ペットボトルに巻いてあるラベル
- 小分けした商品を包んであるラベル など (シールのラベル類は除く)

対象外の品目



梱包用バンド
スプーン・ストロー
容器以外のプラスチック製品



1 燃やせるごみ

(P5)

ペットボトル



6 ペットボトル

(P11)

ごみの出し方

拠点回収

丸岡

ステーション回収

三国・春江・坂井

月2回収集(第2水曜・第4水曜)

- 午前7時30分までに、地域ごとに決められた拠点回収地区は《資源物の拠点》へ、ステーション回収地区は、《ごみステーション》に出してください。※燃やせるごみと、必ずしも同じとは限りません。
- 必ず、市の指定のごみ袋に入れて行政区(町内会・自治会・施設等)と名前(事業所名)を書いて出してください。



内部をからにして



よくすすぎ



キャップやラベル、
シールは取った状態で



プラスチック製容器
包装の指定袋に入れて



マークはあるが、どうしてもきれいにできないものは？

汚れの取れないものや中が洗えないものは、燃やせるごみとして出してください。

ソースなどの容器で変色したり
汚れの取れないもの



1 燃やせるごみ

(P5)

中身が食品の
チューブ容器



1 燃やせるごみ

(P5)

6

資源ごみ (ペットボトル) の出し方

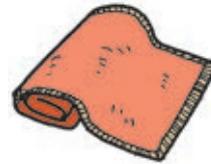
ペットボトルは、回収後、清掃センターにて選別、梱包作業を行った後再生工場に運ばれ、繊維、シート、ペットボトルなどにリサイクルされます。



紡績用途素材



シャツ・作業着用途素材



カーペット・自動車内装用途素材

対象収集品目

ペットボトル

飲み物、醤油、酒等で  材質の
識別マークのあるペットボトルが対象となります。



資源
リサイクル
(ペットボトル)

対象外の品目

ソース・食用油・たれ・
ドレッシングなどが
入っていたもの

きれいにできる

3 プラスチック製容器包装類 (P9)

きれいにできない

1 燃やせるごみ (P5)

出し方

拠点回収

丸岡

ステーション回収

三国・春江・坂井

月2回収集 (第2水曜・第4水曜)

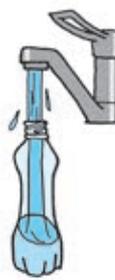
- **午前7時30分まで**に、地域ごとに決められた拠点回収地区は《資源物の拠点》へ、ステーション回収地区は、《ごみステーション》に出してください。※燃やせるごみと、必ずしも同じとは限りません。
- **必ず、市の指定のネット**に入れて出してください。



このマークが
目印です



キャップ・ラベルを取り
(リングはそのまま)



軽くすすぎ



青色の回収
ネットへ

- ペットボトルのキャップとラベルは、取り外してプラスチック製容器包装類に出してください。
- ペットボトルは、水で洗ってから出してください。

7

資源ごみ(かん・びん)の出し方

かん・びんは収集後、選別、異物の取り除き作業を行った後、再生工場に運ばれ、「かん」は鉄製建築資材や自動車・家電製品に、「びん」は建築土木資材やガラス容器にリサイクルされます。なお、丸岡地区の「かん」は「アルミ・スチール・その他のかん」に分別し直接、中間処理業者に持ち込まれます。三国・春江・坂井地区の「かん」は、社会福祉施設に持ち込まれ、選別作業等を行うことにより障がい者の雇用等に役立っています。



収集できるもの

- 食料品、飲料水、ジュース・ビール等が入っていた缶、びん



アルミ缶 スチール缶
飲料用の缶に限ります



その他の
空き缶

缶詰の缶・ミルク缶・おかし缶・のり缶・一斗缶(飲料用以外の缶、サイズは一斗缶まで)



リターナブルびん・ビールびん・一升びん・ワンウェイびん・飲料びん・酒びん・食料びん・調味料びんなど

ごみの出し方

かん

飲み物、缶詰、菓子等の缶は、水洗いをしてください。

拠点回収

丸岡

月2回収集(第2水曜・第4水曜)

- 午前7時30分までに《資源物の拠点》へ

飲料用空き缶



中身を空にして→すすぎ→アルミ・スチールに区分してエコバッグへ

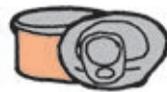


アルミ缶



スチール缶

その他の空き缶



中身を空にして→すすぎ→エコバッグへ

ステーション回収

三国・春江・坂井

月1回収集

三国地区：第3水曜日
春江地区：第2水曜日
坂井地区：第2水曜日

- 午前7時30分までに《ステーション》へ

飲料用・その他空き缶

中身を空にして → 軽くすすぎ → 市の指定のごみ袋に入れて → ステーションへ



びん

びんの色は、びんの底等の厚い部分で色を見分けてください。

- 空きびんは、キャップを外して水洗いをして、4色(無色・茶・緑・黒)に分けて出してください。
金属のキャップは、燃やせないごみに、プラスチックのキャップは資源ごみ(プラスチック製容器包装類)に出してください。

はがしにくいラベルは無理にはがさないでください。



白(無色)

茶

緑

黒

- 透明ではないびんは、燃やせないごみ(P7)として出してください。

空きびん以外のものを混ぜない

耐熱ガラスや陶磁器などは、ガラスびんの品質に大きく影響します。空きびんと混ぜないでください。



耐熱ガラス



陶磁器類

拠点回収

丸 岡

月2回収集(第2水曜・第4水曜)

- 午前7時30分までに《資源物の拠点》へ

ステーション回収

三国・春江・坂井

月1回収集

三国地区：第2水曜または第4水曜
春江地区：第4水曜日
坂井地区：第4水曜日

- 午前7時30分までに《ステーション》へ



ふたを取り→中身を空にして→軽くすすぎ→色別のコンテナへ

一升びん、ビールびん等のそのまま繰り返し使用できる「リターナブルびん」は、酒類販売店やびん卸業者に引き取ってもらうこともできます。



収集対象外のもの 中身の残っている物は収集できません。

中身がないペンキの入っていた缶

4 燃やせないごみ

(P7)

化粧品、薬品、油の入っていた容器
割れたびん

4 燃やせないごみ

(P7)

中身が入っている一斗缶、ペンキ缶

中身の残っている物は、市では収集しません。販売店等の処理可能業者に出してください。

びんの収集と同じ日に出してください

カセットボンベ・スプレー缶の出し方

①全部中身を使い切ってください。

スプレー缶などに取扱い方が書いてある場合は、その通りにしてください。

中身を使い切って屋外で必ず穴を開ける。



②必ず穴を開けてください。

火の気のない風通しのよい屋外で必ず穴を開けてください。

③資源ごみの「びんの日」に出してください。

火災事故の発生につながりますので、燃やせないごみと一緒に絶対出さないでください。

拠点回収地区

スプレー缶
コンテナへ



ステーション回収地区

赤色のコンテナ



ごみ収集車の車両火災事故防止にご協力ください。

ごみ収集車の車両火災事故が多発しています。大きな火災になると爆発やごみ収集車の炎上で、作業員や通行人、また周辺の住宅などに被害がおよぶ恐れがあります。

車両火災事故の主な原因

分別のルールを守らずに、「燃やせないごみ」と一緒に可燃性ガスが残っているスプレー缶やカセット式ボンベ等が出されたため、ごみ収集車内で押しつぶされた際、漏れたガスに引火して火災が発生するものです。



火災を起こさないために

火災事故を起こさないため、次のことを厳守してください。

- スプレー缶やカセット式ボンベ等は必ず使いきり、穴を開けて「びん」の日に専用のコンテナに入れてください。



収集対象外のもの

食品や洗剤を直接入れたり包んだりしている紙製の容器や包装紙はリサイクルできません。



で間違えないで

紙識別マークが表示されている紙でも特殊加工がされた紙は、リサイクルできないため、「燃やせるごみ」に出してください。

ヨーグルト紙容器
アイスクリーム紙容器



宅配ピザの紙箱



ペットフードの紙袋
米袋

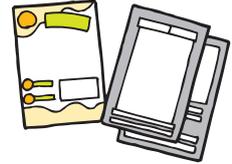


洗剤の箱



ビニール加工紙

引っ張ったら
ビニールが見える紙
引っ張っても破れない紙
カードゲームのカード



防水加工紙
紙コップ、紙皿



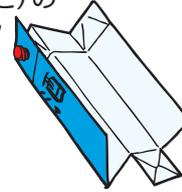
写真、アルバム



裏カーボン紙
宅配便の荷札
領収書など



内側が白色以外
(銀紙など)の
紙パック



衛生紙
ティッシュペーパー
キッチンペーパー
紙皿



和紙
和紙で作られた
祝儀袋
色紙



感熱紙
レシートや FAX 用紙



金属加工紙
タバコや板ガムの銀紙
金色や銀色の
加工をした紙箱
カップめんの紙ふた



パルプ
モールド製品
紙製のたまごパック
紙製のりんご用シート



出し方

新聞紙・チラシ

紙ひもで十字にしぼる。



段ボール

紙ひもで十字にしぼる。



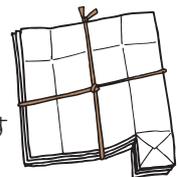
雑誌

紙ひもで十字にしぼる。



牛乳パック

中を水洗いする→開いて乾かす
→紙ひもでしぼる



拠点回収

丸岡

月2回収集(第2水曜・第4水曜)

●午前7時30分までに《資源物の拠点》に出すか
登録団体が実施する集団回収に出してください。

新聞紙・チラシ

新聞と書かれた青色のエコバッグへ

段ボール

段ボールと書かれた青色のエコバッグまたはカーゴ台車へ

雑誌・雑がみ・チラシ

雑誌と書かれた青色のエコバッグへ

牛乳パック

牛乳パックと書かれた青色のエコバッグへ

三国・丸岡・春江・坂井

登録団体が実施する集団回収に出してください。また、民間施設もご利用ください。(P41)

三国地区は、牛乳など飲料用紙パックに限り、第2水曜又は第4水曜にステーション回収しています。(ごみカレンダーで確認してください。)

雑がみ分別表

	品 目	雑がみ	分別する際の注意点・リサイクルできない理由
あ	アイスクリームの紙容器	×	防水加工されているため
	アイロンプリント用の紙	×	特殊なインクを使っているため
	厚紙	○	
	圧着はがき	×	粘着物が全体に付着しているため
	油紙・油とり紙	×	防水加工されているため
	油のついた紙	×	油分がリサイクル再生品の質を落とすため
	アルバム(アルバム台紙)	×	様々な加工がされているため
	色紙	○	金色・銀色はコーティング紙であるため不可
	インクジェット紙	×	リサイクルが難しい性質であるため
	ウェットティッシュ	×	水に溶けないため
	裏カーボン紙	×	特殊加工されているため
	お菓子の箱	○	ビニール、アルミコーティングされているものは不可。また、紙以外の部分は除去してください。
	折り紙	○	金色・銀色などのコーティング紙は不可
	折込チラシ	○	新聞の折り込みチラシは不可
	か	カーボン紙	×
カタログ		○	包装のビニールは除去
カップめんの容器		×	防水加工されているため
カップめんのふた(紙製)		×	アルミ箔でコーティングされているため
壁紙		×	特殊加工されているため
紙コップ		×	防水加工されているため
紙皿		×	防水加工されているため
紙テープ		○	金色・銀色などのコーティング紙は不可
紙パック		注	紙パック単体での回収・リサイクルが普及していますので、そちらにお出してください。
紙袋		○	紙以外の部分(プラスチックの持ち手の部分など)は除去
ガムテープ		×	粘着物が全体に付着しているため
ガムの包み紙(銀紙)		×	コーティングされているため
ガムの紙箱		○	
画用紙		○	クレヨンが塗られているものは、リサイクル再生品の質を落とすため不可
カレンダー		○	金具やプラスチックは除去
感熱紙		×	特殊加工されているため
キッチンペーパー		×	水に溶けないため
牛乳びんのふた		×	防水加工されているため
金が箔押しされた紙		×	金がコーティングされているため
銀が箔押しされた紙		×	銀がコーティングされているため
クッキングシート		×	水に溶けにくいいため
靴の箱		○	
化粧箱		○	
コースター(紙製)		○	汚れているものは不可
コーヒーフィルター		×	水に溶けないため
合成紙	×	プラスチックが含まれているため	
小切手	×	特殊加工されているため	
コピー用紙	○	個人情報はできるだけ除去	
さ	雑誌	○	
	シール	×	粘着物が全体に付着しているため
	シールの台紙	×	プラスチックが含まれているため
	色紙	×	金・銀が入っているため
	写真	×	リサイクルの際に他の紙とうまく混ざらないため
	写真プリント用紙	×	リサイクルの際に他の紙とうまく混ざらないため
	祝儀袋	○	紙製以外の部分は除去
	習字紙、書道用の紙(半紙)	×	水に溶けにくいいため
	シュレッダーにかけた紙	○	出すときは、バラバラにならないよう紙袋に入れてくるむ。
	書籍	○	
	書類	○	個人情報はできるだけ除去
	親展ハガキ	×	粘着物が全体に付着しているため
	障子の張り紙(ふすま紙)	×	水に溶けにくいいため
	せっけんの包み紙	×	匂いがついているため
	せっけんの外箱	△	匂いがついているものは不可
	線香の外箱	×	匂いがついているため
	洗剤が入っていた箱	×	匂いがついているため

資源(紙類)

雑がみ分別表

	品 目	雑がみ	分別する際の注意点・リサイクルできない理由
た	ダイレクトメール	○	包装のビニールは除去
	台紙	○	
	タグ	○	ビニールコーティングしているものは不可
	宅配便の複写伝票	×	特殊加工されているため
	たばこの箱	△	匂いがついているものは不可。中の銀紙、外装フィルムは除去
	チラシ	○	
	ティッシュペーパー	×	水に溶けにくいいため。(未使用でも不可)
	ティッシュペーパーの箱	○	取り出し口のビニールは除去
	テープ類の芯	○	
	手帳	○	個人情報はできるだけ除去。また紙以外の部分は除去
	点字用紙 (感熱性発泡紙)	×	特殊加工されているため
	トランプ	△	プラスチック製のものは不可
	トイレットペーパーの芯	○	
	トレーシングペーパー	×	特殊加工されているため
な	値札	○	シールが張られていたり、ビニールコーティングされているものは不可
	年賀状	△	個人情報はできるだけ除去。防水加工されているものや写真印刷用・インクジェット紙は不可
	ノンカーボン紙	×	特殊加工されているため
	ノート	○	個人情報はできるだけ除去
は	はがき	△	個人情報はできるだけ除去。防水加工されているものや写真印刷用、圧着ハガキは不可
	箱	△	匂い・汚れがついているもの、またビニールコーティングや防水加工されているものは不可
	半紙	×	水に溶けにくいいため
	パンフレット	○	包装のビニールは除去
	ビールマルチパック (6 缶入り)	△	防水加工されているものは不可
	ピザの宅配用の箱	×	汚れ・臭いがついているため
	便箋	○	個人情報はできるだけ除去
	ファイル (紙製)	○	金具やプラスチックの部分は除去
	ファックス用紙	×	特殊加工されているため
	封筒 (窓なし)	○	個人情報はできるだけ除去
	封筒 (窓つき)	○	窓部分がビニールやセロハン製の場合は除去
	複写伝票	×	特殊加工されているため
	ふすま紙 (障子の張り紙)	×	水に溶けにくいいため
	ふせん (ポストイット)	△	粘着部分を除去すれば可
	プラスチックフィルムがはり合わされた紙	×	コーティングされているため
	フラットファイル (紙製)	○	金具やプラスチックの部分は除去
	プリント用紙	○	個人情報はできるだけ除去
	ペーパータオル	×	特殊加工されているため
	芳香紙	×	匂いがついているため
	包装紙	○	
	ポストイット (ふせん)	△	粘着部分を除去すれば可
	ポスター	○	プラスチックでできているもの、あるいはコーティングされているものは不可
	本	○	
	ま	マッチの箱	△
名刺		○	個人情報はできるだけ除去
メモ用紙		○	個人情報はできるだけ除去
模造紙		○	
マルチパック (6 缶入り)		△	防水加工されているものは不可
や	ヨーグルトの紙容器	×	防水加工されているため
	汚れた紙	×	リサイクル再生品の質を落とすため
ら	ラップの芯	○	
	ラップの箱	○	刃の部分は除去
	ラミネート加工紙	×	透明のフィルムが貼られているため
	レシート	×	特殊加工されているため
わ	ろう紙	×	材質が紙でないため
	ワイシャツの台紙	○	
	和紙	×	水に溶けにくいいため
	わりばしの袋	○	

坂井市の資源ごみ(紙類) 集団回収事業について

市では、資源の有効利用、ごみの減量化のため、古紙類(新聞、雑誌、段ボール、雑がみ等の紙資源)を対象とした資源回収事業を推進しています。

対象団体

区(町内会・自治会)、婦人会、老人会、子ども会、PTAなどの団体で次の要件に該当するもの

- (1) 古紙類の資源回収を市民自らの手で継続的に実施する登録団体。
- (2) 営利を目的としない。
- (3) 回収した資源を市の指定する古紙類回収事業者に引渡す。

対象品目

古紙類(新聞、雑誌、段ボール、雑がみ等の紙資源)

奨励金の額

資源回収量 1Kg 当たり 4.5 円以内の額 雑がみ 1Kg 当たり 10円以内の額(毎年の予算で定めます)

登録の手続き、回収を行うことができる事業者、実施要領等は、環境推進課(TEL50-3032)に直接、お問い合わせいただくか、市ホームページ <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/> (ごみ・リサイクル)をご覧ください。

民間の施設もご利用ください

18 資源ごみの店頭回収を実施している民間施設について(P41)

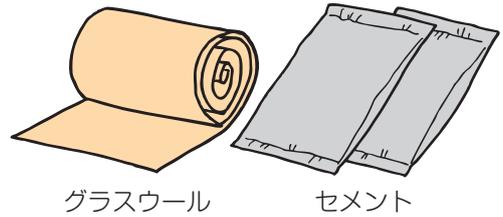
スーパーなどでも古紙類を回収しています。
お買い物ついでに利用して、リサイクルをすすめましょう。



9

資源ごみ (蛍光灯・電球、乾電池) の出し方

蛍光灯は、水銀のリサイクルで再び蛍光灯の材料等に使用され、ガラスのリサイクルでグラスウール(断熱材)等に使用されます。乾電池は、亜鉛・マンガン・鉄のリサイクルで再使用されます。また、これらはごく微量ながら水銀等の有害物質が含まれることから、清掃センター最終処分場に埋立てしないで再利用を図ることが必要です。



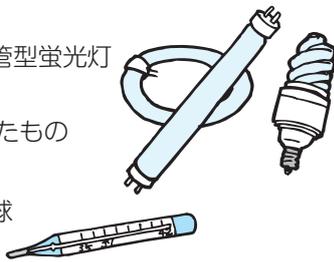
グラスウール

セメント

収集できるもの

蛍光灯・電球

- 蛍光管
 - ・円型蛍光灯
 - ・直管型蛍光灯
 - ・電球型蛍光灯
 - など蛍光管を用いたもの
- 電球
 - ・白熱球
 - ・グロー球
- 水銀体温計



いずれも家庭用が対象です。事業者から排出される物は対象外です。

乾電池

- マンガン乾電池
- アルカリ乾電池
- 充電式電池
 - ・ニカド電池
 - ・ニッケル水銀電池
 - ・リチウムイオン電池
 - ・小型シール鉛乾電池

充電式電池は、電気店やカメラ店、量販店などに設置されているリサイクルボックスに入れてください。(ニッケル、カドミウム、コバルト、鉛など希少な資源を回収しリサイクルします。)

出し方

月1回収集(第4水曜)

蛍光灯・電球

- 回収場所と回収時間
 - 各地区コミュニティセンター
 - 毎月第4水曜日
 - 午前6時から午前9時までに
 - 回収コンテナに入れてください。

乾電池

- 回収場所と回収時間
 - 各地区コミュニティセンター
 - コミュニティセンターの開館時間内に、
 - 回収コンテナに入れてください。

※本庁および各支所にも回収コンテナがありますので、ご利用ください。
コンテナの場所は環境推進課(TEL.50-3032)にお問い合わせください。

蛍光灯の出し方



- 割れないように回収コンテナに入れてください。ガムテープ等で梱包しないでください。
- 出す前に家庭内で割れたものは、「燃やせないごみ」としてお出してください。
- 回収場所に設置された回収コンテナに蛍光灯(長形・丸形)および電球に区分して出してください。なお、コンテナ(長さ130cm 幅50cm)に入らないものは回収できません。

坂井市の粗大ごみ回収事業について

坂井市では、行政区（町内会・自治会）単位で粗大ごみ回収事業を実施しています。区の申請により年1回、可燃物または金属類のどちらかを対象として実施しています。なお、回収重量によって地元の費用負担が決まります。実施要領は次のとおりです。

①申請手続き

区（町内会・自治会）は、回収日、回収品目、回収業者、集積場所等を決め、各支所（坂井地区は環境推進課）へ「粗大ごみ回収申請書」を実施日2週間前までに提出してください。

- 間違いをなくするため、回収時間等の打ち合わせは直接業者としてください。
- 1年間に回収できる品目は、可燃物または金属類のどちらか1回です。
- 区（町内会・自治会）内で、回覧やチラシ等で十分な周知をしましょう。

複数の区で、合同で実施しても結構です。

②回収の実施

基本的な作業内容は、集積場所までの運搬及び運搬車への積み込みです。回収業者の指示に従って、作業を行ってください。

- 収集品目以外のものは、回収できません。

③実績報告

区（町内会・自治会）は、作業終了後、粗大ごみ回収実績書を記入し、業者へ渡してください。

④地元負担金の納入

粗大ごみ回収実績書に基づき地元負担金の納付書を送付しますので、期限までに納入をお願いします。なお、地元負担金は次のとおりです。

重量範囲	負担額
～100kg	800円
101～200kg	1,600円
201～300kg	2,400円
以降、100kgごとに800円ずつ加算	

実施要領等は、環境推進課（TEL50-3032）に直接、お問い合わせいただくか、市ホームページ <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/>（ごみリサイクル）をご覧ください。

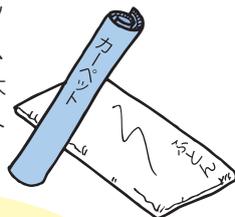
対象収集品目

粗大ごみとして出す、ごみの大きさの目安は、基本的に45ℓのごみ袋に入らない大きさの物が対象となります。

可燃物

2種類に分けて出してください

- 清掃センターで細かく砕けないもの
じゅうたん、畳、カーペット類、ベッドのマットレス、布団、座布団、ござ、電気毛布、ゴルフバック、バット（木製・プラスチック製）、家庭用テント（金具なし）



※電気コードは取り外し「燃やせないごみ」に出してください。

- 清掃センターで細かく砕けるもの

木製家具類、たんす、ふすま、障子、衣装ケース（プラスチック製）、椅子（木製）、座椅子、座卓、こたつ板、学習机（木製）、ベビーベッド、チャイルドシート、スキー板、クーラーボックス、滑り台、トタン（プラスチック製）、風呂蓋 等

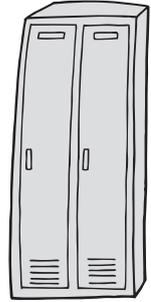
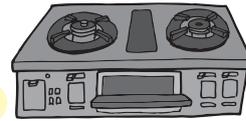


金属類

一輪車、三輪車、自転車、スチール製の家具(机、ロッカー、キャビネット等)、トタン類、ドラム缶、窓枠(サッシ)、パイプ類(農業用ハウスのパイプ等は除く)、ストーブ、ガステーブル、編み機類、その他金属製の物

※ラジカセ・ビデオデッキ・掃除機等の家電製品は、「家電回収」をご利用ください。(P23・24)

※ストーブ等の燃料は必ず空にして出してください。



収集対象外の品目

● パソコン

キーボード等周辺機器、ワープロ専用機は除く

14 パソコンリサイクル (P28)

● 家電リサイクル法対象品

テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫
洗濯機及び衣類乾燥機

13 家電リサイクル (P26)

● 危険物

プロパンガス、消火器、ガソリン、灯油、塗料
シンナー類、廃油、劇薬、農薬など

● 処理困難物

タイヤ、自動車部品、ドラム缶、大型機械(農機具等)
ピアノ、耐火金庫、医療廃棄物
建築廃材 がれき類、流し台、風呂釜、便器、瓦、壁天井材
スレート、ブロック、レンガ、石、砂、土など

12 危険物・適正処理困難物 (P25)

直接出す場合は

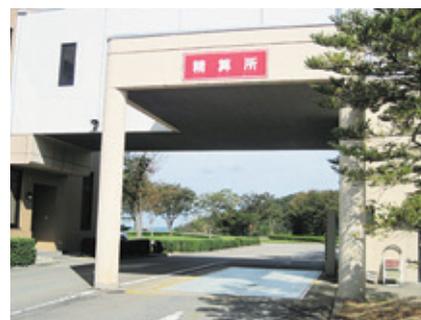
清掃センター(P29)へ直接搬入していただくか、市の許可を受けた坂井市一般廃棄物処理(収集・運搬)許可業者(P40)に依頼していただくことになります。(有料)

清掃センターの処理料金は、一般家庭系の粗大ごみで、10kgまでごとに110円がかかります。(P29を参照してください)

(一般家庭系の粗大ごみの料金) (例) 200kgの場合・・・2,200円
300kgの場合・・・3,300円



清掃センター受付



清掃センター精算

使用済み家電の出し方

小型家電回収ボックス

下記の施設内に、小型家電専用の回収ボックスを設置しています。その回収ボックスに直接小型家電を入れてください。

- 回収ボックスに投入した小型家電は取り出すことができません。
- 対象サイズは、回収ボックスの投入口に入るものです。
- 乾電池は取り出してください。
- 異物、ゴミなど小型家電以外のものは入れないでください。
- 回収ボックスに入らない小型家電は回収できませんので、お持ちになる前にサイズを確認してください。

回収対象品

回収ボックスの投入口に入る大きさの小型家電

例：デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブル音楽プレーヤー、DVDプレーヤー、カーナビ、ラジオ、ゲーム機（ゲームソフトも含む）、電子辞書、電卓、ドライヤー、電気カミソリ、デジタル歩数計、時計、電動式おもちゃ、ノートパソコン、付属品類（リモコン、ACアダプタ、電源コード、充電器など）



デジタルカメラ
ビデオカメラ等



ゲーム機
(据置型・携帯型)



電話機
(ダイヤル式を除く)



携帯電話
スマートフォン



電気延長コード
各種ケーブル類



電子文具
電子辞書・ICレコーダー
ラベルライター等



ノート型パソコン



携帯型DVD
BDプレーヤー



ポータブル
音楽プレーヤー

- ※この他にも電気を使用する機器（コンセントのついている機器）、電池を使用する機器も回収します。
- ※テレビは、家電リサイクル法対象物に該当しますので、回収の対象にはなりません。

回収ボックスの設置場所

- 坂井市役所本庁…………… 坂井町下新庄1-1
- 坂井市役所 三国支所…………… 三国町中央1丁目5-1
- 坂井市役所 丸岡支所…………… 丸岡町西里丸岡12-21-1
- 坂井市役所 春江支所…………… 春江町随応寺17-10
- ピアゴ丸岡店【正面南側出入口付近】… 丸岡町一本田2-11-3
- ハーツはるえ店【休憩スペース】…………… 春江町随応寺25-1
- PLANT-2 坂井店【休憩スペース】… 坂井町下新庄15-8-1
- みくにショッピングワールド・イーザ【総合案内所前】
…………… 三国町三国東5丁目1-20

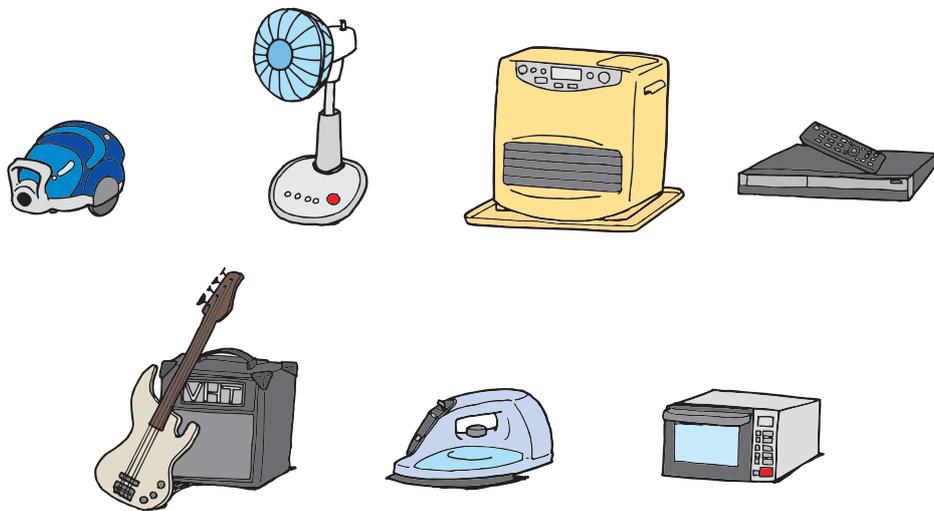


廃家電回収事業

市では廃家電の回収を行っています。回収日時や回収場所の詳細は広報やホームページで案内しますので、ぜひご利用ください。

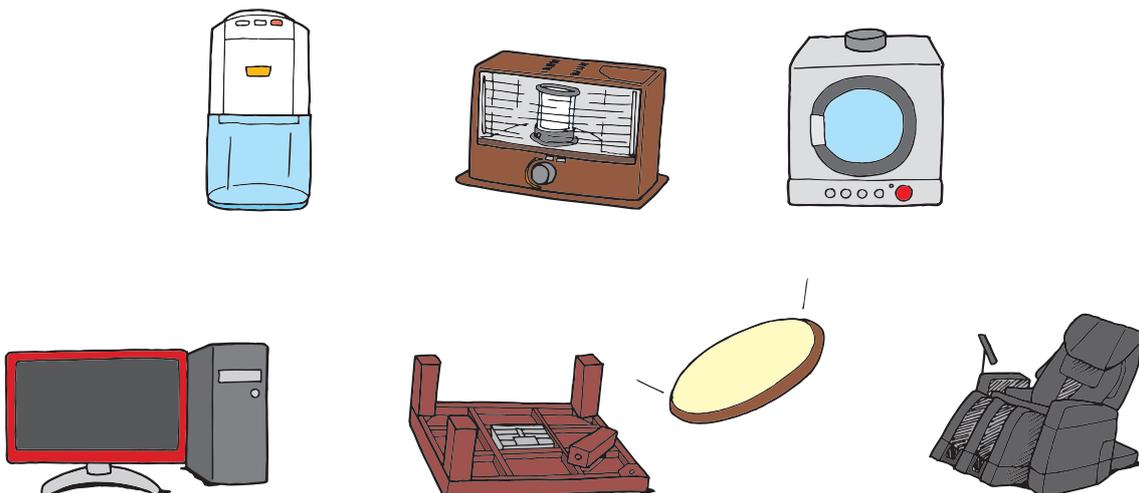
回収できるもの

掃除機（ホース部分を除く）、炊飯器、ドライヤー、ゲーム機、携帯電話、扇風機、電気ストーブ、電気ポット、オーディオ機器、電動ミシン、電気ファンヒーター、石油ファンヒーター（灯油を完全に抜く）、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ポータブル音楽プレーヤー、ビデオテープレコーダー、ラジオ、リモコン、電動歯ブラシ、電話機、電卓、ジューサーミキサー（ガラス部分を除く）、電気かみそり、電気ギター、アンプ、電子キーボード、電気アイロン、トースター、ホットプレート、食器洗い乾燥機、電子時計、電子手帳、電子辞書、電子レンジ、パソコンリサイクル対象外の周辺機器（プリンター（※インクは除く）、キーボード、マウス等）など



回収できないもの

- 除湿機、冷風機などフロンガスを使用しているもの
- オイルヒーター
- 家電リサイクル法対象物（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）
- パソコンとディスプレイ
- マッサージチェア、介護ベッド等の大型家電
- こたつ、照明器具などの機械部位が少ない家電品（機械部位のみを取り外しての持ち込みは可）
- 家電品以外のもの（家具類、寝具類等）



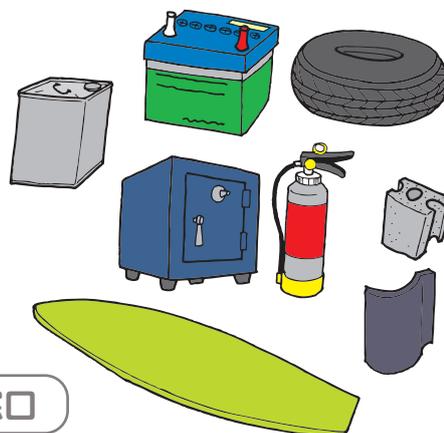
市で収集・処理できないもの

●市では収集も処理もできません。

購入した販売店、工事を請け負った業者に引き取ってもらうか、下記の専門処理業者に依頼してください。

危険物・適正処理困難物 (処理できないごみ)

- プロパンガスボンベ、消火器、タイヤ、オートバイ、ミニバイク、バッテリー、自動車の部品
- ドラム缶、塗料・ラッカー・シンナー類、廃油、劇薬、農薬、大型機械類(農耕具等)、ピアノ、サーフボード(FRP)、耐火金庫、仏壇
- 家屋の改造、解体による建築廃材
(がれき類、流し台、洗面台、風呂釜、便器、トタン板、スレート等の石綿製品、瓦、壁天井材等、ブロック、レンガ、石、砂、土等)



市では収集(処理)できないごみの主な処理相談窓口

ごみの種類	処理相談窓口
消火器	消防設備取扱店、または (株)消火器リサイクル推進センター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (ただし土・日・祝日及び平日の 12:00 ~ 13:00 を除く) (TEL.03-5829-6773) 暁産業(株)テクノポート福井営業所 (坂井市三国町黒目 22-50-2 TEL.0776-81-6080) (有)テクノボーサイ (坂井市春江町針原 19-28-5 TEL.0776-51-8119) クラウン防災(株) (坂井市坂井町御油田 39 字 101 TEL.0776-67-7272)
ガスボンベ	ボンベに記載されている販売店または (社)福井県エルピーガス協会 (TEL.0776-34-7500)
カセットコンロ用ガスボンベ (使い切っていないもの)	ボンベに記載されている製造元、または (社)日本ガス石油機器工業会カセットボンベお客様センター (☎0120-14-9996)
タイヤ	販売店
バッテリー	販売店や電装店
単車 (オートバイ・原動機付 自転車・バイク)	購入店やバイク店、または 二輪車リサイクルコールセンター (http://www.jarc.or.jp/motorcycle/ TEL.050-3000-0727)
自動車の部品	お近くの自動車修理工場・解体業者
シンナー・ペンキ	購入店や販売店
劇薬・農薬	販売店または農協、製造元
使用済みの注射器など	交付を受けた医療機関や薬局
FRP 船	(社)日本舟艇工業会 FRP 船リサイクルセンター (TEL.03-3567-6929)
事業所等から出る産業廃棄物 (廃プラスチック、建築廃材、 がれき類等)	(社)福井県産業廃棄物協会 (TEL.0776-57-0070) または請負業者等に相談してください。
コンクリートブロック、石	(株)矢野商店 (坂井市丸岡町栄一丁目 610 TEL.0776-66-1369) (有)上村商店 (あわら市大溝 3-5-13 TEL.0776-73-0228)

主な処理相談窓口

処理困難

家電リサイクル法について

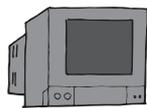
平成13年4月から、家電リサイクル法に基づき指定された家電製品はリサイクルが義務づけられ、メーカー等がリサイクルを行って資源の有効活用を図っています。

指定された家電製品は、ごみステーションに出すことはできません。ごみステーションや粗大ごみ回収場所への排出は、「不法投棄」になります。清掃センターへ持ち込むこともできません。

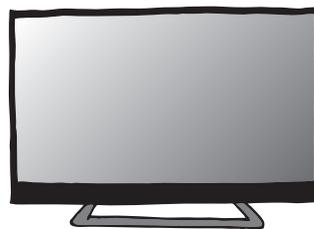
対象機器



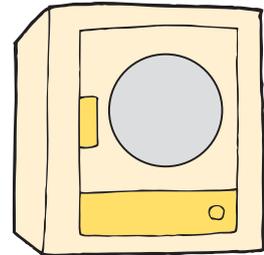
エアコン



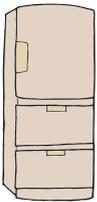
テレビ



液晶テレビ・プラズマテレビ



衣類乾燥機



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

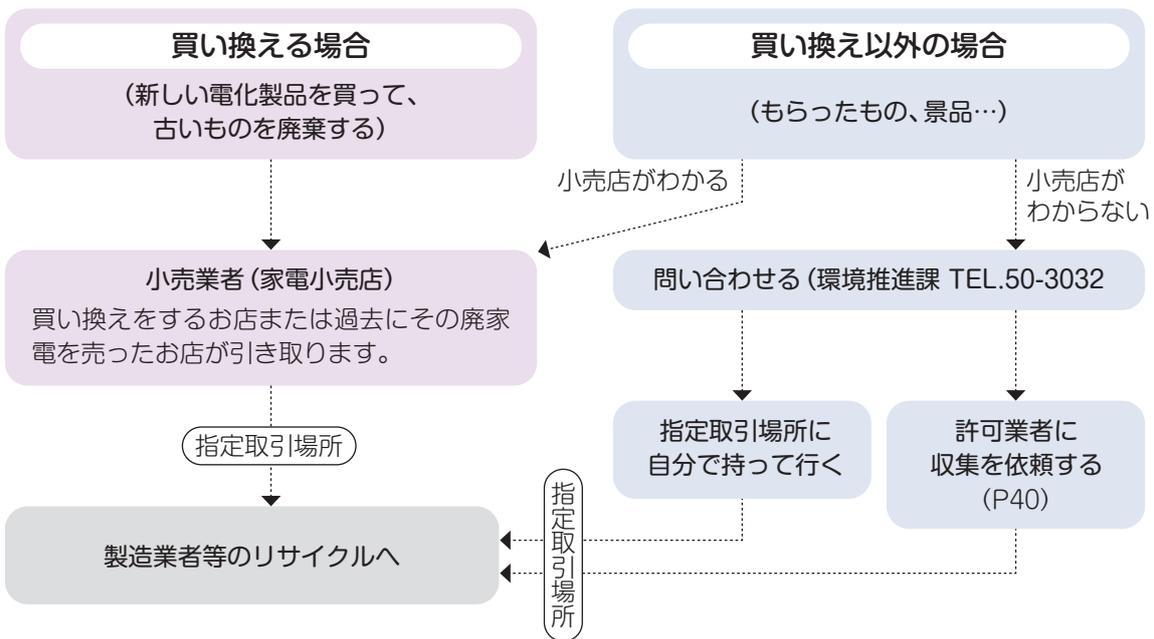


※平成21年4月1日から、対象機器に液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されました。今後、制度改正により対象機器が追加されることがあります。

処理方法

※小売店が、自分のところで販売したもの以外を引き取っている場合もあります。

※指定引取場所に自分で持って行く場合は、通常、郵便局で家電リサイクル券を購入してください。



池田金属株

福井市文京7丁目23-26
TEL 21-3131

開設時間/
平日 9:00 ~ 12:00
13:00 ~ 17:00
休日/土・日・祝日・
年末年始・お盆



日本通運株福井支店

福井市花堂北1丁目1-30
TEL 36-5561

開設時間/
平日 9:00 ~ 12:00
13:00 ~ 17:00
休日/土・日・祝日・
年末年始・お盆



リサイクル料金

排出者が支払う料金

運ぶための料金(収集・運搬料金)

資源に再生するための料金
(再商品化等料金)

※小売業者の収集運搬料金は店頭掲示等の方法により公表されています。
※製造業者等の再商品化等料金は、家電リサイクル券センターのホームページ(URL:<http://www.rkc.aeha.or.jp>)に掲載されています。

再商品化等料金の例

エアコン…3,240円

テレビ…2,916円

冷蔵庫・冷凍庫…4,968円

洗濯機…2,592円

※テレビは画面の大きさ、冷蔵庫・冷凍庫は容量により、またメーカーにより料金が異なります。

廃家電が適正に小売店から製造業者等に引き渡されたか家電リサイクル券で確認することができます。

家電製品4品目を排出するときには、小売店から家電リサイクル券を受け取って保存してください。家電リサイクル券によって、適正な収集・運搬、リサイクルが行われているかどうか確認できます。



リサイクル料金を郵便局経由で支払う場合



もらった家電リサイクル券で何ができるの？リサイクル券はどうやって使うの？

家電リサイクル券によって消費者が廃家電の適正な引渡しを行ったことが証明されるとともに、小売業者からきちんと製造業者等に廃家電が引き渡されたかが確認できます。下記の2つの方法から確認できます。



インターネットでの確認

(財)家電製品協会家電リサイクル券センター

ホームページ URL: <http://www.rkc.aeha.or.jp/>



「消費者の方へ」の「メーカー取引確認」をクリックしてください。



家電リサイクル券(控)に記載されているお問い合わせ管理表番号を記入してください。

電話等による確認

家電リサイクル券センター(☎0120-319-640)へのお電話によるお問い合わせでも確認することができます。

※お問い合わせ管理表番号をおっしゃってください。受付時間は9:00～17:00(日・祝を除く)



不用品を「無料回収」と宣伝する業者にご注意ください!

家電製品や家具などの不用品を「無料回収」と宣伝する業者に回収を依頼したら、車に積んだ後で思いがけない高額な料金を請求されたという事例が県内で発生しています。

不法投棄防止やリサイクル推進のため、粗大ごみや不用品の処分は適正なルートによる処分をお願いします。

無許可業者へ回収を依頼することはできません

不用品の売買や廃棄物の回収は、原則として公安委員会や市・町に許可を受けた業者しか行えません。違法な回収業者への依頼は、トラブルや不法投棄につながる恐れもあります。

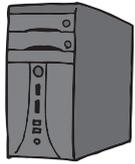
※県内で古物の売買や交換を行う事業者は県公安委員会の許可(古物商許可)が必要です。

※坂井市内で一般廃棄物を収集・運搬する事業者は坂井市長の許可(一般廃棄物処理業許可)が必要です。

パソコンリサイクルについて

平成15年10月から、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、新しくパソコンリサイクル制度が始まり、メーカー等がリサイクルを行っております。坂井市では回収をしていません。なお、ノートパソコンのみ小型家電回収ボックスに出すことができます。(P23)

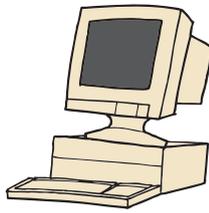
対象機器



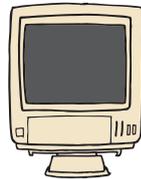
デスクトップ
パソコン本体



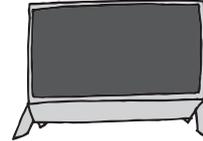
ノートブック
パソコン本体



CRT
ディスプレイ



CRTディスプレイ
一体型パソコン



液晶
ディスプレイ



液晶ディスプレイ
一体型パソコン

※購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)も一緒に回収します。

プリンター

ワープロ専用機

スキャナー

キーボード、マウスの(単体)

使用済み家電として
リサイクルにご協力ください。
(P23・24)

不用になったパソコンを処分する方法

- メーカーがわかっているパソコンは、「メーカー」が回収します。



※家庭の使用済みパソコンで、PCリサイクルマークがついているものは、回収・再資源化費用が販売価格に含まれているので、排出時には消費者が新たな料金を負担することなく、メーカー等が使用済みパソコンを引き取り、回収・再資源化をします(パソコン3R推進センター事業参加メーカーの場合)

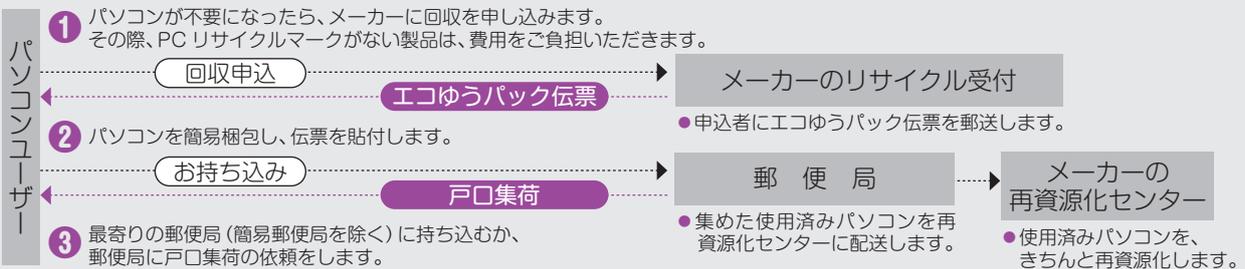
※PCリサイクルマークの付いていないパソコンは、回収・再資源化に関する費用負担が行われていないため、排出時に消費者が回収・再資源化費用を負担します。

- 回収するメーカーがないパソコンは、「パソコン3R推進協会」が回収します。

パソコン3R推進協会 URL <http://www.pc3r.jp/> TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091

※家庭の使用済みパソコンで、回収するメーカーがないもの(自作パソコン、倒産メーカーのパソコン等)については、「パソコン3R推進センター」が有償で回収・再資源化します。

家庭系パソコンの回収・再資源化のしくみ (一般社団法人パソコン3R推進協会事業参加企業の場合)



対象機器 回収・リサイクル料金(税込)

※料金は、R2.11.1現在のものです。

製品名	主なメーカーの回収リサイクル料金	自作機・倒産メーカーの回収リサイクル料金
デスクトップパソコン	3,300円	4,400円
ノートパソコン	3,300円	4,400円
CRT(ブラウン管式)ディスプレイ	4,400円	5,500円
CRT(ブラウン管式)ディスプレイ一体型パソコン	4,400円	5,500円
液晶ディスプレイ	3,300円	4,400円
液晶ディスプレイ一体型パソコン	3,300円	4,400円

※ 詳細は、メーカーまたは、パソコン3R推進協会(TEL 03-5282-7685 URL <http://www.pc3r.jp/>)にお問い合わせください。

清掃センターの受入れについて

坂井市のごみ処理施設は、福井市、あわら市、永平寺町と共同利用する福井坂井地区広域圏事務組合清掃センターです。

- 構成市・町以外からのごみの持ち込みはできません。
- 薬品や爆発の危険性のあるもの、収集・処理困難物 (P25) は持ち込みできません。
処理できないものはお持ち帰りいただきます。
- ごみの持ち込みについて不明な点は、事前に清掃センター (TEL74-1314) にお問い合わせください。

処理手数料

燃やせるごみ	(一般家庭系) 10kg55円
	(事業系) 10kg110円
粗大ごみ	(一般家庭系) 10kg110円
	(事業系) 10kg330円

※燃やせるごみが混在している場合は、粗大ごみの料金となります。
※処理手数料は、退場時に現金にてお支払いください。

受付時間

平日午前8時30分から午後5時まで (土、日、祝日、年末年始は休み)

★一般家庭の粗大ごみは、第2・第4日曜日は受付します。(午前8時30分から午後5時)

案内図



お問い合わせ

清掃センター あわら市笹岡33-3-1 TEL 0776-74-1314 FAX 0776-74-1315

坂井市一般廃棄物処理（収集・運搬） 許可業者

粗大ごみや、引越し等で出た大量のごみ、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の収集・運搬は下記の坂井市一般廃棄物処理（収集・運搬）許可業者に依頼することができます。業者によって取扱い品目、方法、料金等が異なりますので、収集・運搬を依頼される場合は、事前に直接許可業者にお問い合わせください。

（順不同）

業者名	所在地	電話番号	取扱い品目
(有)坂井清掃	坂井市三国町覚善 10-1-1	81-2756	粗大ごみ、廃家電
夏山商事(株)	坂井市三国町山王 5 丁目 1-39	81-2325	粗大ごみ、廃家電
林商店	坂井市三国町滝谷 2-4-16	82-0015	廃家電
三国美建(株)	坂井市三国町池上 21-8	81-4433	粗大ごみ、廃家電
(有)山本商店	坂井市三国町新保 10-13	82-2073	粗大ごみ、廃家電
岡村工業	坂井市丸岡町吉政 11-3-5	68-1577	粗大ごみ
(有)カモ	坂井市丸岡町朝陽 2 丁目 301-1	67-0480	粗大ごみ
川上商店	坂井市丸岡町猪爪 5 丁目 124	67-0347	粗大ごみ
よろづやすてっち	坂井市丸岡町西瓜屋 3-13	67-1571	粗大ごみ
高島商店	坂井市丸岡町猪爪 12-12-1	66-0530	粗大ごみ
(有)丸岡環境社	坂井市丸岡町西里丸岡 14-46	66-0248	粗大ごみ
(有)丸岡美研	坂井市丸岡町八ヶ郷 27-51-11	67-4561	粗大ごみ
ヤスダ(有)	坂井市丸岡町上安田 10-38	66-5081	粗大ごみ
(株)矢野商店	坂井市丸岡町栄 1 丁目 610	66-1369	粗大ごみ、廃家電
坪田商会	坂井市春江町江留上昭和 50	51-6369	粗大ごみ、廃家電
(有)春江クリーン社	坂井市春江町針原 56-4-5	58-0140	粗大ごみ、廃家電
はるえサイクル(有)	坂井市春江町いちい野中央 808	51-5777	粗大ごみ、廃家電
サカイ建商(有)	坂井市坂井町下新庄 4-3-1	67-3923	粗大ごみ
(公社)坂井市シルバー人材センター	坂井市春江町随応寺 20-24-1	50-1350	粗大ごみ
(有)坂本商店	坂井市坂井町田島 5-20-16	66-0120	粗大ごみ
(株)美創	坂井市坂井町高柳 74-19	72-0776	粗大ごみ
(株)アイシー物流	福井市寺前町 18-12	53-3757	廃家電
(株)クリンマスター	福井市上森田 1 丁目 309	56-4719	粗大ごみ、廃家電
日本通運(株) 福井支店	福井市重立町 22-1	60-1101	廃家電
(株)ビコー	福井市柁野町 20-10	41-7799	廃家電
福井日通運輸(株)	福井市花堂北 1 丁目 1-30	52-8190	廃家電

この業者は、令和2年11月1日現在で作成したものです。

18

資源ごみの店頭回収を実施している民間施設について

市内には店頭には様々な資源ごみの回収ボックスを設置し、資源の有効利用に取り組んでいるお店がたくさんあります。お買い物ついでに利用して、リサイクルをすすめましょう。

民間施設に出される際のお願い

- (1) 紙パックや食品トレイは、買ったお店の回収ボックスへお返しください。
- (2) お店の営業日にご利用ください。
- (3) 回収場所、回収方法、回収できないものなど、詳しくは各お店にご確認ください。
- (4) こちらで紹介しているお店のほかにも、店頭回収を実施しているお店がありますので、ぜひご利用ください。

店頭回収を行っているお店リスト

地区名	店舗名	持込時間	新聞・折込チラシ	段ボール	雑誌	雑がみ※	紙パック	食品トレイ	スチール缶	アルミ缶	ペットボトル	腐食油	備考
三国	ジェスタ イーザ店	10:00～20:00	○		○		○	○		○	○*		※ペットボトルのラベルは外してください
三国	ゲンキー三国店	9:00～21:00	○	○	○								
丸岡	ピアゴ丸岡店	9:00～21:00					○	○*		○	○*		※食品トレイは白色トレイのみ ※ペットボトルのラベルは外してください
丸岡	バロー丸岡店	9:30～20:00					○	○					
丸岡	かじ惣 丸岡インター店	9:30～21:00					○	○		○			
丸岡	ハニー新鮮館まるおか	9:00～19:00	○	○	○	○	○*	○*	○	○	○*		※紙パックは牛乳パックのみ ※食品トレイは白色トレイのみ ※ペットボトルのラベルは外してください
丸岡	ハニー食彩館丸岡店	7:00～20:00	○	○	○		○	○		○			
丸岡	ゲンキー丸岡店	9:00～21:00	○	○	○								
春江	アルブラザアミ	10:00～20:00					○	○			○*		※ペットボトルのラベルは外してください
春江	ハーツ春江店	9:00～21:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○*	○	※ペットボトルのラベルは外してください
春江	ハニーBig Belly Market 春江	9:00～22:00	○		○	○	○	○			○*		※ペットボトルのラベルは外してください
春江	バロー春江店	9:30～21:00					○*	○					※紙パックは牛乳パックのみ
春江	ゲンキー春江店	9:00～21:00	○	○	○								
坂井	プラント2	9:00～18:00	○	○	○				○	○	○*		※ペットボトルのラベルは外してください

※雑がみとは、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、お菓子の箱、ティッシュの箱、メモ紙、ノート、はがき、厚紙、封筒などの紙全般のことです。

資源ごみの回収業者一覧

地区名	搬入先	住所	TEL	受入時間	受入できない日	新聞・折込チラシ	段ボール	雑誌	雑がみ※	紙パック	スチール缶	アルミ缶	衣類
三国	山本商店	三国町新保 10-13	82-2073	8:00～17:00	日、祝祭日	○	○	○	○	○	○	○	○
三国	三国美建	三国町池上 21-8	81-4433	7:30～17:00	土日、祝祭日	○	○	○	○	○		○	
三国	林商店	三国町滝谷 2-4-16	82-0015	8:00～18:00		○	○	○	○	○	○	○	
三国	坂井清掃	三国町覚善 10-1-1	81-2756	7:00～16:00	土日、祝祭日	○	○	○	○		○	○	○
丸岡	高島商店	丸岡町猪爪 12-12-1	66-0530	8:00～19:00		○	○	○	○	○	○	○	
丸岡	矢野商店	丸岡町栄 1丁目 610	66-1369	8:00～17:00	日、祝祭日						○	○	
春江	春江クリーン社	春江町針原 56-4-5	58-0140	9:00～16:00	土日、祝祭日	○	○	○	○	○	○	○	
春江	はるえサイクル	春江町いちい野中央 808	51-5777	8:00～17:00	日、祝祭日	○	○	○	○	○	○	○	
春江	坪田商会	春江町江留上昭和 50	51-6369	8:00～17:00	日、祝祭日	○	○	○	○	○	○	○	○
春江	セルフコーナー エコ春江	春江町江留下高道 5-3 (春江郵便局西側)	24-6124	7:00～19:00		○	○	○	○				
坂井	清水紙料 坂井営業所	坂井町長畑 16-10	43-3688	8:00～17:00		○	○	○	○	○		○	

※雑がみとは、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、お菓子の箱、ティッシュの箱、メモ紙、ノート、はがき、厚紙、封筒などの紙全般のことです。
※この表以外にも資源ごみとして出せるものがあります。出せるものや出し方についての詳細は回収業者にお問い合わせください。

坂井市役所

- ごみの収集、ごみ減量施策などに関すること

【環境推進課】 TEL : 0776-50-3032 FAX : 0776-67-7522

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

HP : <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp>

E-Mail : kankyoushou@city.fukui-sakai.lg.jp

福井坂井地区広域圏清掃センター

- 粗大ごみ、自己搬入に関すること

TEL : 0776-74-1314 FAX : 0776-74-1315

〒919-0726 あわら市笹岡33-3-1

E-Mail : seisou-c@fs.kouiki.fukui.fukui.jp



限りある資源を
大切にしましょう！

